

2005年1月号

- PCT 出願 100 万件突破
国際事務局は、2004 年末に PCT 出願の総計が 100 万件に達したことを公表しました。1 月 14 日にはセレモニーが開催された他、100 万件突破を記念したウェブ・ページも開設されました (www.wipo.int/pct/en/million/)。
- 著名な発明及び発明者についてのインターネット・ギャラリー開設
PCT 制度を利用した著名な発明及び発明者についてのインターネット・ギャラリーを開設しました (www.wipo.int/pct/en/inventions/)。
- 新たな PCT 締約国 (コモロ)
2005 年 1 月 3 日にコモロが PCT への加入書を寄託し、2005 年 4 月 3 日から同国は PCT に拘束されることとなります (国コード : KM)。
- パリ条約 (コモロの加入)
2005 年 1 月 3 日にコモロが工業所有権の保護に関するパリ条約への加入書を寄託し、2005 年 4 月 3 日から同国はパリ条約に拘束されることとなります。
- ブダペスト条約 (アルメニアの加入)
2004 年 12 月 6 日、アルメニア (国コード : AM) が特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託し、2005 年 3 月 6 日に発効します。
- PCT 最新情報
 - ・ CA : カナダ知的所有権庁における電話番号の追加。受理官庁手数料の変更 (優先権書類)。国内官庁の特別の要件の変更 (コンピュータ読み取りが可能な形式によるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表の提出を削除)。
 - ・ DE : 受理官庁及び指定官庁としてのドイツ特許商標庁において代理人として行為できる要件の変更。国内官庁の特別の要件の変更 (願書に署名をしていない出願人について署名によって国際出願を確認するものの提出、及び、願書から欠落している出願人に関する表示の提出を追加)。
 - ・ EP : 指定 (選択) 官庁としての欧州特許庁における国内基本手数料に新たな手数料額を導入 (EPO Form 1200 をオンラインで提出した場合)。拡張手数料の記載における拡張国リストの修正。遅延支払のための追徴金の手数料リストに審査手数料を追加。
 - ・ ES : スペイン特許商標庁における受理官庁手数料 (送付手数料、優先権書類のための手数料) 及び国内手数料 (出願手数料) の変更。
 - ・ MK : マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国における官庁名の変更。国際公開に基づく仮保護に関する規定の変更。受理官庁手数料 (送付手数料) の変更。
 - ・ TR : トルコにおける官庁名の変更。国際公開に基づく仮保護に関する規定の変更。国内手数料の変更 (出願手数料等)。国内官庁の特別の要件の変更 (出願人が発明者でない場合の宣誓書等)。
 - ・ US : 米国特許商標庁の所在地、電話番号、ファックス番号の変更。
 - ・ 調査手数料
オーストリア特許庁による調査手数料の US ドル換算額、欧州特許庁による調査手数料の NOK 及び SGD 換算額、日本特許庁による調査手数料の KRW 換算額、スウェーデン特許庁による調査手数料の NOK 換算額、米国特許商標庁による調査手数料の CHF 及び ZAR 換算額の変更 (2005 年 3 月 1 日より)。

- ・ 国際調査に関する手数料（スペイン特許商標庁）
国際調査報告で引用された文献の写しの請求手数料の変更。
- ・ 予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料（スペイン特許商標庁）
予備審査手数料、追加手数料、国際予備審査報告で引用された文献の写しの請求手数料の変更。
- インターネット PCT 資料の最新／更新情報
 - ・ 留保及び国内法令不適合に関する一覧表（2005 年 1 月 1 日現在）
 - ・ 著名な発明及び発明者についてのインターネット・ギャラリー
- 公報スケジュールの変更
2005 年 1 月 21 日（金）は WIPO の閉庁日になるため、2 月 3 日発行分の PCT ガゼット No.05/2005 及び PCT パンフレットの技術的準備は 1 月 18 日（火）に完了します。
- PCT 出版物（インターネット版「PCT 出願人の手引」の更新）
インターネット版「PCT 出願人の手引」の国内編附属書は国際事務局が入手した情報を常に更新していますが、第 I 巻「国際段階」及び第 II 巻「国内段階」のテキスト部分は、通常年 2 回更新されています。それぞれのページの下部に最終更新日が記載されています。なお、WIPO では、印刷出版物として「PCT 出願人の手引」について、将来どのような形式で出版すべきか検討中です。ご意見等を PCT 法律部までお寄せください。
- 価格表の訂正
PCT ニュースレター 2004 年 12 月号に綴じ込まれた PCT 出版物の価格リスト中、「PCT 調査ガイドライン」及び「PCT 予備審査ガイドライン」とあるのは間違いで、「PCT 調査及び予備審査ガイドライン」が正しい記載です。
- プラクティカル・アドバイス（図面の欠陥の補正）
国際出願に含まれる図面は、PCT 規則 11.10、11.11、11.13 に規定される要件に従って作成されなければなりません。この要件を満たしていないことを受理官庁が発見した場合には、受理官庁は出願人に対して期間を指定して補正することを命じます（様式 PCT/RO/106）。出願人が指定の期間内に応答できない場合、受理官庁の判断で期間を延長することができますが、国際公開のための技術的準備が完了するまでに補正のための差替え用紙が国際事務局に到着する必要があります。
出願人が図面中の欠陥についての補正命令に対して所定の期間内に応答しなかった場合には、受理官庁はその国際出願は取り下げられたものとみなすべきかどうかの決定をしますが、PCT 規則 11 に定める様式上の要件が「国際公開が適度に均一」なものであるために必要な程度まで満たされている場合には、その国際出願は取り下げられたものとはみなしません（PCT 規則 26.5）。
受理官庁が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなかった場合であっても、図面の品質が適正でない場合には、国際段階における国際調査及び予備審査の手続や国内段階における手続に支障をきたすことがあります。また、そのような図面の欠陥に対して、各指定官庁は補正を命じることができます（PCT 規則 49.5 (g)）。さらに、発明の開示が不十分であるとされる場合もあります。
したがって、図面の欠陥についての受理官庁からの補正命令に対しては、期限内に適切に対応することを推奨します。
- 以下の情報の一覧
PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

2005年2月号

- 新たな PCT 締約国（ナイジェリア）
2005年2月8日にナイジェリアが PCT への加入書を寄託し、2005年5月8日から同国は PCT に拘束されることとなります（国コード：NG）。
- EPO：ISA 及び／又は IPEA として行動する際の PCT 出願に関する制限
EPO が国際調査機関及び／又は国際予備審査機関として行動する際のビジネス方法の分野に属する PCT 出願に関する管轄制限が 2007年3月1日まで延長されました。
- PCT 最新情報
 - ・ US ドルによる手数料：
2005年3月1日から様々な受理官庁において、国際出願手数料、PCT-EASY 形式又は電子出願による減額等の US ドル換算額が変更されます。詳細は巻末の手数料表 I(a) 及び脚注を参照。
 - ・ EA：ユーラシア特許庁の所在地、電話及びファックス番号の変更。
 - ・ EG：受理官庁としてのエジプト特許庁は、米国特許商標庁を管轄の国際調査及び予備審査機関に追加しました。
 - ・ GB：ブダペスト条約に基づく新たな国際寄託機関（NIBSC）及び CCAP の住所変更。
 - ・ IB：2005年3月1日から受理官庁としての国際事務局に支払うべき手数料（送付手数料、優先権書類請求手数料、航空便追加手数料）が変更されます。
 - ・ NA：ナミビアの一般情報が電子版の PCT 出願人の手引（英語版）に公開されました。
 - ・ RU：ロシア特許庁の名称変更。ブダペスト条約に基づく国際機関（VKM）の住所変更。
 - ・ SY：シリア・アラブ共和国の一般情報が電子版の PCT 出願人の手引（英語版）に公開されます。
 - ・ US：PCT ヘルプデスクのファックス番号の訂正。国内手数料の変更。
 - ・ 調査手数料
オーストリア特許庁による調査手数料の SGD 換算額、ヨーロッパ特許庁による調査手数料の ISK、JPY 及び USD 換算額、日本特許庁による調査手数料の EUR 換算額、スペイン特許商標庁による調査手数料の USD 換算額、スウェーデン特許庁による調査手数料の ISK 及び USD 換算額の変更（2005年3月15日から）。
 - ・ 取扱手数料
国際予備審査機関としてのロシア特許庁及び米国特許商標庁に支払うべき取扱手数料の USD 換算額の変更（2005年3月1日から）。
- 国際出願の電子出願処理（韓国知的所有権庁）
受理官庁としての韓国知的所有権庁（KIPO）は、現行の電子出願に加えて、出願書類以外の書類の電子形式での受理を 2005年2月11日から開始します（例外書類あり）。また、同日より国際調査機関及び国際予備審査機関としての KIPO においても予備審査請求書以外の書類の電子形式での受理を開始します。
- インターネット PCT 資料の最新／更新情報（www.wipo.int/pct/en/）
著名な発明及び発明者についてのインターネット・ギャラリー（情報の追加）。
- 知的所有権庁の閉庁日（www.wipo.int/pct/en/filing/closingdates/2005/closingdates05.htm）
PCT 締約国の知的所有権庁の 2005 年閉庁日一覧表が PCT ウェブサイトでご覧になれます。

- セミナー資料
英語版及び仏語版の PCT セミナー資料が更新されました。
- PCT-SAFE の更新
2005 年 1 月 14 日付の PCT-SAFE クライアント・ソフトウェアの更新版が PCT-SAFE のウェブサイトからダウンロードできます (www.wipo.int/pct-safe/en/support/download.htm)。
- PCT 出版物
ロシア語版の特許協力条約 (PCT) 及び 2004 年 1 月 1 日に発行した PCT に基づく規則が発行されました。
- 国際的科学技术共同研究における紛争処理に関する WIPO カンファレンス
2005 年 4 月 25 及び 26 日、ジュネーブの WIPO 庁舎内において上記カンファレンスが開催されます。さらなる情報は、<http://arbiter.wipo.int/events/conferences/2005/index.htm> 参照。
- プラクティカル・アドバイス (国際予備審査の請求期限)
 - ・ 2004 年 1 月 1 日より前において国際予備審査の請求期限は実際にはありませんでした。2002 年 4 月 1 日より前の優先日から 19 ヶ月という国際予備審査の請求期限は、国内移行期限を 20 ヶ月から 30 ヶ月に延長するために遵守しなければならない期限ではありましたが、国際予備審査を請求できる期限ではありませんでした。
 - ・ 現在では、PCT 第 22 条(1)に基づく国内移行期限が優先日から 30 ヶ月になったため、国内移行期限を延長するために優先日から 19 ヶ月以内に国際予備審査を請求する必要はなくなりました。いくつかの国々 (現在、スイス、ルクセンブルグ、スウェーデン、タンザニア、ウガンダ及びザンビアの 6 ヶ国) は修正された 30 ヶ月の期限について国内法令との不適合を国際事務局に通知していますが、これらの国々は広域指定 (AP 又は EP) によりカバーされるため、31 ヶ月 (第 22 条(3)に基づく) 以内に広域段階に移行することができます。
 - ・ ただし、これらの国々について広域段階ではなく国内段階に移行する必要があり、さらに国内移行期限を 20 ヶ月から 30 ヶ月に延長したい場合には、優先日から 19 ヶ月以内に国際予備審査を請求する必要があります。
 - ・ 上記のような理由で優先日から 19 ヶ月以内に国際予備審査を請求する必要がない場合には、2004 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願については、PCT 規則 54 の 2 に基づいて以下の期間のいずれか遅く満了する期間内に国際予備審査を請求することができる。
 - 出願人に対する国際調査報告 (ISR) (又は、第 17 条(2)(a)による宣言、つまり国際調査報告を作成しない旨の宣言)、及び規則 43 の 2.1 に基づく見解書の送付の日から 3 ヶ月;
 - 又は
 - 優先日から 22 ヶ月
 - ・ 国際予備審査請求書が規則 54 の 2 に基づく上記の期間経過後に提出された場合、当該国際予備審査請求書は提出されなかったものとみなされ、国際予備審査機関によりその旨が宣言される。
- 以下の情報の一覧
PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

2005年3月号

- 特許登録国内委員会（フィンランド）が国際調査及び予備審査機関として業務開始
特許登録国内委員会（フィンランド）は、2005年4月1日から国際調査及び予備審査機関として業務を開始します。
- 国際出願の電子出願処理（オランダ工業所有権庁）
受理官庁としてのオランダ工業所有権庁は、2005年3月24日から国際出願の電子形式による受理及び処理を開始します。
- PCT 規則改正
2004年9月27日から10月5日にジュネーブにて開催された第33回（第19回特別会期）PCT 同盟総会において採択されたPCT 改正規則（2005年4月1日発効）は、2005年3月10日付けPCT ガゼット No. 10/2005 のセクションIVにてご覧になることができます。改正規則は以下の事項に関するものです。
 - ・ 発明が単一性を満たさない場合の国際調査機関及び国際予備審査機関における簡素化された異議申立手続
 - ・ 調査及び審査のための配列リストの遅れた提出に対する遅延手数料
 - ・ 2002年10月の同盟総会において採択された改正規則の修正等
- PCT 実施細則の修正
2003年2月10-14日及び2004年9月13-15日に開催された第7回及び第10回のPCT 国際機関会合における検討の結果、PCT 実施細則の附属書Bに修正が加えられました。この修正は、2005年3月17日付けPCT ガゼット No. 11/2005 のセクションIVにてご覧になることができます。修正には以下の事項を含みます。
 - ・ 附属書Bの第2部の削除（発明の単一性に関する事例集）
 - ・ PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインに掲載されることになった上記事例集へのリファレンスを追加
 - ・ 「マーカッシュ・プラクティス」に関する若干の修正
- PCT 国際機関会合
2005年2月21-25日、ジュネーブにおいて第11回PCT 国際機関会合が開催され、12の国際調査機関及び国際予備審査機関の代表者が会し、以下の議題について検討しました。
 - ・ 品質管理体制
 - ・ 最小限資料（伝統的知識に関する2つの非特許文献の追加。韓国特許文献の追加）
 - ・ その他（IPC リフォームのISR 作成への影響。PCT リフォームに関する予備的検討）
- PCT ファックス番号の変更
国際事務局のファックス番号が変更されました（受理官庁としての国際事務局のファックス番号は変更なし）。新しい番号は以下のとおりです。
(41-22) 338 82 70
なお、従前の番号（(41-22) 740 14 35）は、2005年8月1日から利用できなくなります。
- PCT 最新情報
 - ・ GR : 工業所有権機関（ギリシャ）の電話及びファックス番号の変更。
 - ・ HU : 指定官庁としてのハンガリー特許庁への国内手数料の変更。代理人の選任に関する特別の要件の変更。

- ・ IB : 国際事務局に対する手数料等の支払は、現金では行えなくなりました。
- ・ IL : イスラエル特許庁の e-mail アドレス及びインターネットアドレス。
- ・ IN : インド特許庁における原本書類の提出期限、インド居住者による出願の要件、及び国内手数料の変更。
- ・ IS : アイスランドにおける国際公開後の仮保護に関する変更。国際出願手数料等の ISK 換算額の変更。
- ・ MA : モロッコ工商業所有権庁における PCT 第 22 条(3)に基づく国内移行期限の変更(優先日から 31 ヶ月に)。
- ・ MD : モルドバ共和国の官庁の名称変更。国内移行時の翻訳言語の変更。
- ・ MG : マダガスカルにおける支払通貨の変更に伴う手数料変更。
- ・ MZ : 工業所有権中央部(モザンビーク)の e-mail アドレス。
- ・ TR : トルコにおける国際公開後の仮保護に関する修正。国内手数料の免除、減額、又は返還制度の中止。
- ・ 調査手数料(韓国知的所有権庁: USD 換算額の変更)
- ・ 国際調査及び予備審査に関する手数料(欧州特許庁)
ヌクレオチド及び/又はアミノ酸配列リストの遅れた提出に対する遅延手数料の設定。

○ インターネット PCT 資料の最新/更新情報 (www.wipo.int/pct/en/)

- ・ PCT 戦略事例集が PCT のウェブサイトでご覧いただけます。
- ・ PCT 規則改正(上記参照)
- ・ PCT 実施細則の修正(上記参照)

○ 公開スケジュールの変更

2005 年 3 月 25 日(金)及び 28 日(月)は WIPO の閉庁日になりますので、2005 年 4 月 7 日公開分の PCT ガゼット及び PCT パンフレットの技術的準備の完了日は、2005 年 3 月 23 日(水)ではなく 22 日(火)になります。

○ 著名な発明及び発明者についてのインターネット・ギャラリー(情報募集)

○ PCT ホイール

2004 年 1 月から 2005 年 12 月までの優先日に対応した PCT ホイール(期限等の早見表)が間もなくできあがり、PCT ニュースレターに差し込まれて配布されます。

○ USPTO のメーリング・アドレス

2005 年 4 月 4 日以降、USPTO の旧アドレス(ワシントン D.C.)に宛てた郵便物はバージニアの新庁舎に転送されなくなります。

○ プラクティカル・アドバイス(予備審査を請求した場合における、ISA の見解書に対する公式な応答の期限)

- ・ 国際調査機関 (ISA) 作成の見解書に対する公式な応答(34 条補正を含む)は、最も早い場合には予備審査請求書とともに国際予備審査機関 (IPEA) に提出されます。また、最も遅い場合には、IPEA の審査官が「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第 II 章)」(IPRP (第 II 章))の作成を開始するまでの間に提出することができます。
- ・ IPEA の審査官が IPRP (第 II 章)の作成を開始する時期は事情により様々ですので予測するのは困難ですが、通常、最も早い場合でも PCT 規則 54 の 2.1(a)に規定されている予備審査を請求できる期限 (ISR 及び ISA の見解書の送付日から 3 ヶ月、又は、優先日から 22 ヶ月の何れか遅く満了する期間)を経過する前には開始されません。
- ・ 見解書に対する応答(34 条補正を含む)の提出を希望する一方、規則 54 の 2.1(a)に規定

される期限を守れない恐れがある場合には、IPEA に対して次のような対応を試みてください。

- 1) 公式な応答を提出するまで IPRP（第Ⅱ章）の作成を開始しないよう、予備審査請求時に書簡にて、又は、担当審査官に電話にて要請する（ただし、規則 54 の 2.1(a)に規定される期限を超過した後であれば、当該要請を採用するかは IPEA の裁量による）。
- 2) 予備審査請求書の第Ⅳ欄にて、国際予備審査の開始に際して、明細書、請求の範囲又は図面に関して 34 条補正の内容を基礎にすることを希望する旨を表示する。もし予備審査請求時に 34 条補正が提出されていない場合には、IPEA は期間を指定して 34 条補正の提出を求めますので、34 条補正が提出されるか、又は、指定期間が経過するかの何れかが早く生じるまでの間は国際予備審査は開始されません。

○ 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

2005年4月号

○ PCT 規則改正

2005年4月1日発効の改正されたPCT規則の英語版がPCTウェブサイトに掲載されました（なお、日本語版も4月中に掲載できる予定です）。

また、当該改正規則の適用関係は以下のとおりです。

- (a) 2005年4月1日から発効し、国際出願日が2005年4月1日以降の全ての国際出願に適用される。
- (b) 国際出願日が2005年4月1日より前の国際出願には適用されない。ただし、改正された規則13の2、53.9、68.2、68.3及び69.1については、国際出願日が2005年4月1日より前又は以後になされたかに関係なく、国際予備審査が2005年4月1日以降に請求された全ての国際出願に適用される。

○ PCTに基づく実施細則の修正

上記PCT規則改正にしたがって実施細則にも多くの修正がなされ、2005年4月1日から発効しました。これらの修正を収録した文書(英語版)がPCTウェブサイトでご覧になれます。

○ PCT 様式の修正

上記PCT規則改正及び2004年9月に開催されたPCT国際機関会合での提案にしたがって、2005年4月1日付けでPCT様式に多くの修正がなされました（願書、予備審査請求書を含む）。変更された様式はPCTウェブサイトでご覧になれます。

○ 委任状提出要件の放棄

受理官庁としてのユーラシア特許庁は、PCT規則90.4(b)及び90.5(a)(ii)に基づく委任状提出要件を特別の場合を除いて放棄しました。

○ PCT 最新情報

- ・ AE : PCT規則19.1(b)に基づいて、アラブ首長国連邦の国内官庁が受理官庁として行動する権限を国際事務局に委任しました。
- ・ BZ : ベリーズ国内官庁のe-mailアドレスの追加。代理人要件の変更。国内段階移行時の特別の要件の変更。国内手数料の変更。
- ・ CZ : 受理官庁としてのチェコ共和国国内官庁に支払う手数料の変更。
- ・ EA : ユーラシア特許庁におけるファックスにより提出された書類の原本提出期限の変更。
- ・ EE : 指定官庁としてのエストニア国内官庁に支払う手数料の変更。
- ・ KR : 受理官庁としての韓国国内官庁に支払う手数料のKRW換算額の変更。
- ・ LT : 指定官庁としてのリトアニア国内官庁に支払う手数料の変更。
- ・ PL : 受理官庁としてのポーランド国内官庁に支払う手数料の変更。
- ・ SM : サンマリノの一般情報がPCT出願人の手引(電子版)に掲載されました。
- ・ ZA : 南アフリカの国内官庁の所在地、あて名、電話及びファックス番号、e-mail及びインターネットアドレスの変更。
- ・ 調査手数料(オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、韓国知的所有権庁、USPTO)
- ・ 国際調査及び予備審査に関する手数料(特許登録国内委員会(フィンランド))
- ・ 取扱手数料(特許登録委員会(フィンランド)、韓国知的所有権庁)

- インターネット PCT 資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en/)
 - ・ 改正された PCT 規則
 - ・ PCT 様式の変更
 - ・ PCT 出願人の手引 (日本語版) : PCT の日本語ウェブサイト (www.wipo.int/ja/pct/) に掲載されましたのでご利用ください。
 - ・ 留保及び不適合事項の一覧表の更新
 - ・ 著名な発明及び発明者についてのギャラリー (情報の追加)

- 公開スケジュールの変更
2005 年 5 月 5 日 (木) は WIPO の閉庁日になりますので、同日公開分の PCT ガゼット及び PCT パンフレットは 2005 年 5 月 6 日 (金) に公開されます。なお、技術的準備の完了日は、2005 年 4 月 20 日 (水) で変更ありません。

- 国内段階に関する情報 (ベリーズ : 国内段階移行に際して電子形式の様式が受理可能に)

- プラクティカル・アドバイス (発明者である旨の申立ての遅れた提出)
PCT 規則 4.17(iv)に基づく「発明者である旨の申立て」は、アメリカ合衆国の国内段階のためにのみ利用されるものです。この申立て書面は国際出願時に願書と一緒に提出するのが実務的ではありますが、例えば発明者の署名が間に合わない等の理由で後から提出したいこともあります。PCT 規則 26 の 3 は、願書が紙形式、PCT-SAFE (EASY 機能) 形式、又は電子出願であるかを問わず、国際公開の技術的準備が完了する前に国際事務局に到達することを条件として、国際出願後に申立て書面を提出することを許容しています。
願書とは別個に申立て書面を提出する際には、国際出願番号を記入する必要がありますので、出願後に RO105 様式にて国際出願番号を受領するのを待たなければなりません。
PCT-SAFE ソフトウェアを利用すれば、国際出願後に申立て書面を作成する場合には自動的に国際出願番号を取り込んで印刷し、一方、願書の作成と同時の場合には申立て書面が国際出願の一部をなすものである旨が印刷されます。願書と申立て書面を同時に作成したものの、願書とは別個に申立て書面を提出する場合には、手書きで国際出願番号を入力する必要がある他、願書の頁数 (手数料計算用紙には申立て書面の頁数が含まれる) が実際とは異なって表示されますので注意が必要です。
その他の留意事項は以下のとおりです。
 - ・ 発明者の名前及び住所をローマ字以外の文字で記載する場合には、横にローマ字でも表示しなければなりません。
 - ・ 発明者が願書に署名し、かつ申立て書面が願書と一緒に提出される場合には、申立て書面には発明者の署名は必要ありません。

- 以下の情報の一覧
PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

2005年5月号

○ PCT ホイール

2004年1月から2005年12月の優先日に対応したPCTホイールが本号の紙バージョンに綴じ込まれています。このホイールは、PCT出願に関する様々な期限（優先権書類の提出期限、19条補正書の提出期限、国際予備審査の請求期限等）の早見表です。

○ PCT 統計情報（2004年1月1日～12月31日）

2004年には121,264件の国際出願が行われ、2003年に比べて5.3%増加しました。また、2004年には多くの官庁でPCTの電子出願を開始しましたので、完全に電子化されたPCT出願の割合は大幅に増加しました（2004年：14.4%、2003年：1.0%）。WIPOで受理した記録原本の数は123,271件で、2003年に比べて11.8%増加しました

国際予備審査の請求件数は引き続き減少傾向で、2003年に比べて40%減少しました。主な原因としては、国内移行期限の修正により（2002年4月施行）、国内移行期限を延長するために予備審査を請求する出願人が減少したためです。

さらなる情報は、英語版PCTウェブサイトの「国際特許制度2004-PCT年次報告」をご覧ください。日本語版も追って発行します。

○ PCT 最新情報

- ・ EC : エクアドル（管轄国際調査機関・予備審査機関の追加）
- ・ KR : 韓国（受理官庁手数料の変更）
- ・ NO : ノルウェー（指定（選択）官庁へ支払う国内手数料の変更）
- ・ SY : シリア・アラブ共和国（ファックス番号の変更）
- ・ 国際調査及び国際予備審査に関する手数料の変更（韓国知的所有権庁）
- ・ 国際調査に関する調査手数料及びその他の手数料の変更（国際調査手数料の他国通貨換算額の変更。オーストラリア特許庁、日本特許庁、米国特許商標庁）
- ・ 国際予備審査に関する予備審査手数料及びその他の手数料の変更（オーストラリア特許庁）

○ インターネット PCT 資料の最新／更新情報（www.wipo.int/pct/en/）

- ・ 国際特許制度2004-年次報告
- ・ PCT年次統計指標報告（1978年から2004年までのPCT年次統計指標報告）
- ・ 国内／広域段階移行期限一覧の更新
- ・ PCT規則の改正点（2005年4月1日施行のPCT規則改正をパワーポイントで解説）
- ・ PCTリーガルテキスト・インデックス（PCT法令用語と関連条項のインデックス）の更新
- ・ PCT戦略的活用事例集（情報の追加）
- ・ 著名発明／発明者のPCTギャラリー（情報の追加）

○ PCT-SAFE（PCT-SAFEクライアント；新バージョン・リリース）

○ 実務アドバイス（発明者が複数いる場合の「発明者である旨の申立て」の提出）

- ・ PCT規則4.17(iv)に基づく発明者である旨の申立て（願書の第Ⅷ欄(iv)）には2人分の情報を記入するスペースがありますが、2人以上の発明者がいる場合には申立ての続葉（第Ⅷ欄(i)～(v)の続き）に「第Ⅷ欄(iv)の続き」と記載したうえで他の発明者の情報（氏名、住所、あて名及び国籍）を申立て部分と同様に記載します。この場合には第Ⅷ欄(iv)と続葉頁とで完全な申立てを構成することになり、続葉には申立ての文言を含める必要はありません。なお、他の種類の申立てのために続葉が必要な場合には、各申立て毎に続葉が必要になります。

- ・ 全ての発明者は申立てに日付を記入したうえで署名をしなければなりません（注：発明者の署名は申立て自体に含めることを推奨します。現行の実務では、発明者が願書に署名し、かつ願書と共に申立てが提出される場合には、申立て自体に署名する必要はありません。しかしながら、発明者が申立て自体に署名する代わりに願書の第Ⅹ欄に署名する方法に関して、米国特許商標庁からの指摘を受けて今後は取り止める方向で検討中です）。そして、続葉に記載された発明者は当該続葉に日付を記入のうえ署名しなければなりません。
- ・ 署名は必ずしも同一の書面にする必要はなく、同じ申立ての別部（コピー）になされていても結構ですが、その場合、各コピーは申立ての全ての部分を含んだものでなければなりません（他の全ての発明者情報を含む）。つまり、発明者が 4 名いる場合には、記入済みの申立て及び続葉をセットにしたものを 4 部コピーして各発明者に送付し、各発明者が日付を記入のうえ署名した 4 部のコピーを回収し、それらをまとめて国際事務局に提出することができます。

○ 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

2005年6月号

○ PCT リフォーム：第7回会合

2005年5月25日から31日にかけて開催された第7回会合において、本年9～10月に開催されるPCT同盟総会に以下の改正提案を提出することが合意されました。

- ・ 国際出願の欠落要素及び欠落部分
- ・ 優先権の回復
- ・ 規則4.9(b)の修正（みなし全指定制度の例外）
- ・ 明白な誤記の訂正
- ・ PCT国際公開言語（アラビア語の追加）
- ・ PCT最小限資料（韓国特許文献の追加）
- ・ 電子形式による国際公開及びPCTガゼット

作業文書はWIPOのウェブサイトから入手できます。施行時期については検討中ですが、改正事項によって2006年初頭又は2007年初頭になる予定です。

次回会合は2006年前半に開催され、複数言語による国際公開、複数の国際調査機関による補充国際調査などの提案が審議される予定です。

○ 欧州特許条約（ラトヴィアの加盟）

ラトヴィアが2005年4月5日にEPCへの加入書を寄託し、2005年7月1日に拘束されることとなります。EPC加盟国は31ヶ国に。

○ WIPO ウェブサイト

WIPOでは、PCTはもとよりWIPOにおける特許関係の活動、サービス及び情報の全てへのリンクを含む新しいウェブポータルを7月に開設する予定です。さらなる情報は、PCTニューズレター7月号にてお知らせします。

○ 委任状提出要件の放棄

受理官庁としてのドイツ特許商標庁は、PCT規則90.4(b)及び90.5(a)(ii)に基づく別個の委任状及び／又は包括委任状の写しの提出要件を放棄しました。

○ PCT 最新情報

- ・ AP：アフリカ広域工業所有権機関（新名称；アフリカ広域知的所有権機関）
- ・ AU：オーストラリア（ブダペスト条約に基づく国際寄託機関の名称変更）
- ・ BA：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（BAM建て手数料の変更）
- ・ DE：ドイツ（受理官庁及び指定官庁としてのドイツ特許商標庁に対する代理人に関する要件の変更）
- ・ HU：ハンガリー（ブダペスト条約に基づく国際寄託機関の住所変更）
- ・ NZ：ニュー・ジーランド（管轄国際調査及び予備審査機関として韓国知的所有権庁を追加）
- ・ SL：シエラレオネ（PCT条約第22条(3)に基づく国内移行期限を31ヶ月に変更）
- ・ 国際調査手数料（換算額）の変更（オーストラリア特許庁及び韓国知的所有権庁）

○ インターネット PCT 資料の最新／更新情報（www.wipo.int/pct/en/）

- ・ PCTニューズレター・コレクション（2000年発行分を掲載）
- ・ セミナー資料（英語、仏語、独語、西語版の更新）
- ・ PCTに基づく規則（仏語及び独語版が利用可能に）
- ・ PCT規則の改正点（仏語及び独語によるパワーポイント解説を追加）

- ・ PCT 戦略的活用事例集（情報の追加）
- ・ ISA 及び IPEA との取決め（WIPO 国際事務局と各 ISA/IPEA との取決めが利用可能に）

○ PCT 出版物

締約国、国内及び広域官庁、及び国際機関に関する一般情報を掲載した PCT ガゼット特別号は、今後は発行されないことになりました。当該情報は「PCT 出願人の手引」（紙形式及びインターネット版）でご覧になることができます。

○ WIPO オンライン・フォーラム

WIPO では「情報社会における知的所有権に関するオンライン・フォーラム」を 2005 年 6 月 1 日～15 日に開催しています。関心のある方は、ウェブサイトをご覧ください。

○ 実務アドバイス（国際段階における各種手数料の設定、換算額の変更）

・ 送付手数料

受理官庁における国際出願の処理コストに対するものであり、受理官庁に支払われる。金額は受理官庁が定める。通常、通貨は受理官庁が所在する国の現地通貨。

・ 国際出願手数料

国際事務局における国際出願の処理及び国際公開にかかるコストに対するもの。受理官庁に支払われた後、国際事務局に送付される。PCT 規則に付属の手数料表にスイスフランにて定められており、PCT 同盟総会によって決定される。受理官庁と協議の上、WIPO 事務局長が他の通貨への換算額を定める。

・ 調査手数料

国際調査の遂行、国際調査報告及び見解書の作成等の国際調査機関（ISA）におけるコストに対するもので、金額は ISA が定める。受理官庁に支払われた後、ISA に送付される。受理官庁の通貨と ISA の通貨が異なる場合には、国際出願手数料の場合と同様の方法で事務局長によって換算額が定められる。

・ 予備審査手数料

国際予備審査の遂行、特許性に関する国際予備報告（PCT 第 II 章）の作成等の国際予備審査機関（IPEA）におけるコストに対するもので、金額は IPEA が定める。通常、IPEA が所在する国の現地通貨によって IPEA に直接支払われる。

・ 取扱手数料

特許性に関する国際予備報告（第 II 章）の英文翻訳など、国際予備審査の過程で生じる国際事務局におけるコストに対するもの。IPEA に支払われた後、国際事務局に送付される。国際出願手数料と同様に、PCT 規則に付属の手数料表にスイスフランにて定められており、PCT 同盟総会によって決定される。また、国際出願手数料の場合と同様の方法で事務局長によって換算額が定められる。

国際出願手数料、調査手数料及び取扱手数料の換算額は、PCT 同盟総会の通常会期（2 年毎）に見直される他、スイスフランと他の通貨の換算率が現在適用されているものと 30 日間続けて一定以上の差がある場合にはアド・ホックで見直される。

○ 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

2005年7月号

- 新たな PCT 締約国（リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ）
2005年6月15日にリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤが PCT への加入書を寄託し、2005年9月15日から同国は PCT に拘束されることとなります（国コード：LY）
- 国際事務局において PCT 出願の電子処理を開始
国際事務局では特定の PCT 出願について完全な電子処理を開始しました。電子処理とは紙ファイルを作成せずに記録原本及び他の全ての出願書類を電子ファイル（E-ドシエ）に格納することを意味し、書類を紙で受領した場合にはスキャンされた後、電子形式で受領した場合には直接格納されます。このような電子処理は事務の効率化に資するものであり、将来的にはオンラインでのファイル閲覧等のサービス提供も目指しています。
- 2004年 PCT 出願人ランキング
2004年に国際公開された PCT 国際出願件数が 50 件以上の出願人リストを本号に掲載しています。
- 委任状提出要件の放棄（カナダ知的所有権庁）
受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としてのカナダ知的所有権庁は、PCT 規則 90.4 (b) 及び 90.5(a)(ii)に基づく別個の委任状及び／又は包括委任状の写しの提出要件を放棄しました。
- PCT 最新情報
 - ・ DZ : アルジェリア（国内手数料の変更）
 - ・ FI : フィンランド（受理官庁手数料の変更）
 - ・ GB : 英国（微生物及び他の生物材料の寄託機関（NCTC）の住所変更）
 - ・ PT : ポルトガル（受理官庁手数料、国内手数料の変更）
 - ・ RU : ロシア（官庁の電話番号等の変更。受理官庁に対する代理人適格の変更）
 - ・ US : 米国（USPTO の PCT ヘルプデスク電話番号の変更。国内手数料の変更）
 - ・ 国際調査手数料（換算額）の変更（オーストラリア特許庁及び韓国知的所有権庁）
 - ・ 国際調査に関連する手数料（EPO：優先権の基礎出願に対して作成された欧州調査報告が国際調査に利用できる場合の手数料返還条件と金額の変更）
 - ・ 予備審査手数料の変更（特許登録国内委員会（フィンランド））
- PCT-SAFE（PCT-SAFE クライアント：新バージョン・リリース）
- インターネット PCT 資料の最新／更新情報（www.wipo.int/pct/en/）
 - ・ 国際特許制度 2004（PCT 年次報告）がアラビア語、中国語、ドイツ語、日本語及びロシア語でご覧になれます。
 - ・ 委任状提出要件を放棄した官庁／機関の一覧表
 - ・ セミナー資料（中国語版の追加）
 - ・ 受理官庁ガイドライン（スペイン語版の追加）
 - ・ 著名発明／発明者の PCT ギャラリー（情報の追加）
 - ・ PCT 様式（PCT/RO/134 のドイツ語版エディタブル PDF の追加）

○ リマインダー：手数料の支払請求に関して（ご注意ください）

PCTの出願人及び代理人に対して、WIPO 国際事務局以外の者から、国際出願の手続とは関係のない手数料の支払請求書等が送られてくるケースが引き続き報告されています。不審な書類を受け取った場合には、PCT インフォメーションサービスまでご一報ください。

○ 欧州広域段階に関する情報

欧州特許庁（EPO）は、2005 年 7 月 1 日以降、全ての欧州特許出願及び欧州広域段階に移行する国際出願に対して、拡張欧州調査報告（EESR）を作成することになりました。なお、欧州特許庁が国際調査機関である場合には、欧州広域段階への移行に際して補充的な欧州調査報告は作成されません。また、特定の国際調査機関が国際調査報告を作成した場合には、補充的な欧州調査報告の作成にかかる手数料が減額されます。

○ 実務アドバイス（国際段階及び国内段階における変更の記録要請）

- ・ 名義変更、あて名変更等の変更の記録を要請できる期限は、優先日から 30 ヶ月です。その期限を経過し、既に国内段階に移行している案件については各指定／選択官庁に対して直接変更を要請してください。
- ・ 変更の記録を要請する書類は受理官庁に提出することもできますが、受理官庁から転送された書類が国際事務局に実際に到達した日をもって期限内に提出されたか判断されますので、特に優先日から 30 ヶ月の期限が近い場合には、直接国際事務局に書類を提出してください。
- ・ 変更の内容を国際公開に反映したい場合には、国際公開の技術的準備が完了する前（実際の国際公開日の 15 日前）に国際事務局に書類が必着されなければなりません。
- ・ ファクシミリにて書類を提出することも可能です（+41-22-338-8270）。
- ・ 受理官庁によっては案件毎に書類を作成するように求められますが、国際事務局では複数の案件に対する変更を一つの書簡で行うことも認めています（変更がなされる案件の国際出願番号を記載したリストが必要です）。

○ 以下の情報の一覧

2004 年 PCT 出願人ランキング、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表
PCT 締約国一覧

2005年8月号

- パテントスコープ；新ポータルサイト開設
WIPOでは、特許及びPCTに関する全ての情報を集約したポータルサイトを新たに開設しました。
- PCT オンライン・ファイル閲覧
パテントスコープのサイトから、PCT オンライン・ファイル閲覧システムのプロトタイプをご利用できます。このシステムからは、書誌データ、1978年以降に公開された国際出願のテキスト及びイメージに加えて特定の書類（優先権書類等）をご覧になれます。今後、このシステムから提供可能な書類／データを拡充していく予定です。
- 新たなPCT締約国（セントクリストファー・ネーヴィス）
2005年7月27日、セントクリストファー・ネーヴィス（国コード：KN）がPCTへの加入書を寄託し、2005年10月27日から同国はPCTに拘束されることとなります。
- 国際出願の電子出願／処理（オーストラリア特許庁）
受理官庁としてのオーストラリア特許庁は、2005年7月18日から国際出願の電子出願受付を開始しました。
- ブダペスト条約（グルジアの加入）
2005年6月30日、グルジア（国コード：GE）が「特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」への加入書を寄託し、2005年9月30日に発効します。
- PCT出版物（PCTガゼット特別号：最小限資料）
PCT規則34.1(b)(iii)に規定される非特許文献リストの修正版（2005年6月1日発効）を収録したPCTガゼット特別号が発行されます（8月11日発行、No. S-01/2005）。
- PCT最新情報
 - ・ AT：オーストリア（国際公開後の仮保護に関する規定の改正、代理人適格要件の改正）
 - ・ AU：オーストラリア（国際出願の電子出願開始）
 - ・ CR：コスタリカ（受理官庁手数料の変更）
 - ・ FI：フィンランド（国際調査及び予備審査機関の要件）
 - ・ HU：ハンガリー（受理官庁手数料、国内手数料の変更）
 - ・ IB：国際事務局（2005年10月1日以降、受理官庁としての国際事務局に支払うべき手数料のいくつかについてUSドル換算額が変更されます。）
 - ・ IN：インド（所在地、あて名、電話及びファックス番号の変更）
 - ・ MZ：モザンビーク（官庁名、所在地、あて名、電話及びファックス番号の変更；国内移行期限の変更）
 - ・ US：米国（USドル換算額の変更）
 - ・ 国際調査手数料（換算額）の変更（オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁）
 - ・ 各種手数料のUSドル換算額の変更（多数国）
 - ・ 取扱手数料（USドル換算額の変更；ロシア特許庁、米国特許商標庁）

- PCT 電子出版物の 2006 年 1 月に向けた対応
2006 年 1 月以降、国際特許分類 (IPC) のリフォーム及び WIPO スタandard ST.36 が採用されるため、WIPO における各種出版物のデータフォーマットが変更されます。
- インターネット PCT 資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en/applicants.html)
 - ・ 国内／広域移行期限の一覧表 (更新)
 - ・ PCT 締約国において取得可能な保護の種類 (更新)
 - ・ 願書／予備審査請求書様式 (ロシア語版の更新)
 - ・ PCT に基づく規則 (ロシア語版の追加)
 - ・ 「PCT 規則の変遷」 (更新)
 - ・ PCT 電子出願利用者の手引 (中国語版の追加)
- PCT 締約国において取得可能な保護の種類 (最新の一覧表を本号に収録)
- PCT 及びパリ条約の加盟国、世界貿易機関のメンバー (最新の一覧表を本号に収録)
- リマインダー：PCT ファックス番号の変更
全 PCT 個別案件の出願後書類を受付けるファクシミリの番号が変更されています。新しい番号をご確認ください。 (+41-22) 338 8270
- 公報発行スケジュールの変更
9 月 8 日 (木) が WIPO の閉庁日にあたるため、当該週は 9 月 9 日 (金) に公報類が発行されます。また、9 月 22 日 (木) に発行される公報類の公開のための技術的準備が完了する日は 9 月 6 日 (水) になります。
- WIPO 出版物 (ビジネスのための特許ガイド)
WIPO では「Inventing the Future: An Introduction to Patents for Small and Medium-sized Enterprises」と題する出版物を作成しました。WIPO の SME ウェブサイトからご覧になれます。
- EPO 又はドイツ特許商標庁における誤配郵便物に関して
従前 EPO 又はドイツ特許商標庁では、本来他方の官庁に宛てるべき書類又は支払を受領した場合、受領した官庁での受領日を有効なものとした上で他方の官庁に転送するという協定を結んでいましたが、今次この協定の適用が停止されることになりました。
- 実務アドバイス (電子出願書類の内容確認の重要性)
電子出願の書類を準備する過程で (PDF 形式又は XML 形式に変換する過程で)、ごく稀にはありますが、特定の記号や線が意図したとおりに変換されず文字化け等を生じることがあります。これらは受理官庁へ出願を送付する前に起こりうる事項ですので、出願人又は代理人は出願前に十分注意して書類を確認する責任があります。また、PCT 出願とは無関係のファイルが添付されていることもありますのでご注意ください。
- 以下の情報の一覧
PCT セミナーカレンダー、PCT 締約国において取得可能な保護の種類 (一覧表)
PCT／パリ条約／WTO の加盟国／メンバー (一覧表)、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

2005年9月号

国際出願の電子出願／処理（デンマーク特許商標庁）

受理官庁としてのデンマーク特許商標庁は、2005年9月1日から国際出願の電子出願受付を開始しました。

発明者である旨の申立て：署名要件の変更

現行の運用では、発明者が願書に署名し、かつ「発明者である旨の申立て」を国際出願と同時に提出する場合には、申立てへの発明者の署名は必要ありませんでした。しかしながら、2005年10月1日以降の国際出願について「発明者である旨の申立て」を国際段階で提出する場合には、発明者は常に申立てに署名する必要があります。

IPC 最新版（第8版）

2006年1月1日に施行される国際特許分類（IPC）第8版をWIPOのウェブサイトでご覧になれます。

次回 PCT 同盟総会情報

第34回PCT同盟総会が9月26日から10月5日にかけてジュネーブで開催されます。この総会では、PCT規則の改正案が提案／採択される予定ですが、これらは2006年4月1日施行予定のものと2007年4月1日施行予定のものに大別されます。

- ・ みなし全指定制度に関する特定の例外
- ・ 国際公開言語：アラビア語の追加
- ・ 国際出願及びPCTガゼットの電子形式による公開
- ・ PCT規則4.17に基づく申立ての国際出願の一部としての公開
(以上、2006年4月1日施行予定)
- ・ 国際出願の欠落要素及び欠落部分
- ・ 優先権の回復
- ・ 明白な誤記の訂正
- ・ PCT最小限資料：韓国特許文献の追加
(以上、2007年4月1日施行予定)

PCT 最新情報

- AT : オーストリア（国際出願言語の変更；受理官庁手数料の変更；実用新案出願手数料の導入）
- CA : カナダ（受理官庁手数料の換算額の変更；国際調査及び国際予備審査機関の要件の公表）
- DK : デンマーク（国際出願の電子出願）
- EP : ヨーロッパ特許庁（郵便番号の変更）
- KR : 韓国（受理官庁手数料の換算額の変更）
- PG : パプア・ニューギニア（締約国一般情報、受理官庁・指定官庁情報の公表）
- US : 米国（ファックス番号の変更）
 - ・ 国際調査手数料（換算額）の変更（中国知的所有権庁、欧州特許庁、連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦）、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁）
 - ・ 取扱手数料（換算額）の変更（カナダ知的所有権庁、韓国知的所有権庁）

PCT 出版物

2004 年発行分 PCT ガゼットのインデックスが 9 月 9 日に CD-ROM 形式で発行されます。

ブダペスト条約

ブダペスト条約締約国の一覧; 条約第 9 条(1)(a)に基づく受諾の宣言を提出した政府間工業所有権機関の一覧 (2005 年 9 月 1 日時点)

2004 年 1 月 1 日以降になされた国際出願について欧州特許庁が国際予備審査機関として行動する場合の方針

欧州特許庁は、2004 年 1 月 1 日以降になされた国際出願について欧州特許庁が国際予備審査機関として行動する場合に関して以下の方針を公表しました (OJ EPO No. 8-9/2005 参照)。

- ① 国際調査機関の見解書が欧州特許庁によって作成された場合には、基本的に 2 回目の見解書 (国際予備審査機関の見解書) は作成しない。
- ② したがって、出願人は最初の見解書において指摘された全ての項目について速やかに包括的に応答することが重要である。
- ③ 国際予備審査報告が作成される前であれば (できれば予備審査請求と同時に)、論点を明示した上で審査官との電話インタビューを要求することができ、時間的に余裕があれば通常は認められる。

実務アドバイス (国内段階移行に際して手数料の支払期限を徒過した場合の権利の回復)

- ・ PCT 第 24 条(1)(iii)によれば、出願人が PCT 第 22 条に規定する行為を該当する期間にしなかった場合には、指定国において当該指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもって消滅します。
- ・ 一方、指定国の国内法令が国内出願に対して遅滞を許容している場合には、PCT 第 48 条(2)に基づいて、国際出願に対しても国内法令により認められている事由によって生じたあらゆる期限遵守の遅滞が許容されます。したがって、権利の回復手続が存在する指定国においては、国内移行期限の徒過によって効果が消滅してしまった国際出願に対して権利の回復を要請することができます。「PCT 出願人の手引」国内編第 II 巻には、各締約国における手続の情報が掲載されています。
- ・ また、2003 年 1 月 1 日に施行された PCT 規則 49.6 を利用して特定の指定官庁 (現在、国内法令に適合しないことを理由に日本特許庁を含む 14 の指定官庁がこの規定の適用を留保しています) において出願を回復させることもできます。当該指定官庁は、出願人の請求により、以下に該当する場合にはその国際出願についての出願人の権利を回復します。
 - － 期間が遵守されなかったことが故意ではないとき
 - － 又は、指定官庁の選択により
 - － 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず期間遵守されなかったとき
- ・ PCT 規則 49.6(b)及び(c)によると、請求には PCT 第 22 条に規定する期間を遵守することができなかった理由を記載し、請求の提出及び PCT 第 22 条に規定する行為 (手数料の支払など) は、次のいずれかのうち早く満了する期間内に行う必要があります (指定官庁が適用する国内法令が認めるときは、より遅いときに請求することができます)。
 - － PCT 第 22 条に規定する期間を遵守できなかった理由がなくなった日から 2 ヶ月
 - － PCT 第 22 条に規定する期間が満了する日から 12 ヶ月
- ・ 指定官庁はこの請求について手数料の支払いを要求し、理由を裏付ける申立てその他の証拠を提出することを要求することができます。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

2005年10月号

WIPO加盟国総会

第34回PCT同盟総会を含むWIPO加盟国総会が9月26日から10月5日までジュネーブで開催されました。

PCT同盟総会

総会では2006年4月1日及び2007年4月1日に発効するPCT規則の改正が採択されました。2006年に発効する改正は以下のとおりです。

- ・ みなし全指定制度の例外に関する改正
- ・ 国際公開言語にアラビア語を追加
- ・ 国際出願及びPCTガゼットの電子形式による公開
- ・ 規則4.17に基づく申立ての国際出願の一部としての公開

2007年に発効する改正は以下のとおりです（国際事務局及び国内官庁の準備期間を考慮）

- ・ 国際出願の欠落要素及び欠落部分
- ・ 優先権の回復
- ・ 明白な誤記の訂正
- ・ PCT最小限資料（韓国特許文献の追加）

また、2006年の同盟総会の前にPCTリフォーム作業部会を開催し、「複数言語による国際公開」「主たる国際調査機関以外の機関による補充国際調査」などについて引続き検討することが合意されました。

その他の総会

特許法条約(PLT)の発効(2005年4月28日)を受けて、第1回の総会が開催されました。また、WIPO一般総会では、実体的特許法条約(SPLT)の草案に関して次年に行われるべき作業の検討がなされました。

PCT実施細則の変更

2005年10月1日付けで実施細則のセクション102の2、214、335、ならびに第7部及び附属書Fが変更されました。これらの変更には以下の事項が含まれます。

- ・ PCT-EASY形式で出願する際、ディスク、CD-R、DVD-Rなどの全ての記録媒体を受け付け可能に変更
- ・ 規則4.17(iv)に基づく発明者である旨の申立てへの署名
- ・ 紙形式で出願された国際出願の電子形式での処理
- ・ 第7部及び附属書Fのいくつかの規定について用語を明確化

PCT受理官庁ガイドラインの修正

2005年10月1日付けで、規則4.17(iv)に基づく発明者である旨の申立てへの署名に関連してパラグラフ192C(ii)が修正されました。

発明者である旨の申立て：署名要件の変更（リマインダー）

従前の運用では、発明者が願書に署名し、かつ「発明者である旨の申立て」を国際出願と同時に提出する場合には、申立てへの発明者の署名は必要ありませんでした。しかしながら、2005年10月1日以降の国際出願について「発明者である旨の申立て」を国際段階で提出する場合には、発明者は常に申立てに署名する必要があります。

PCT 出版物

- ・ 「外国における発明保護：特許協力条約（PCT）に関する FAQ」（英語版）が PCT のウェブサイトに掲載されました。紙形式でもすぐ出版される予定です。
- ・ PCT 規則（2005 年 4 月版）のロシア語版が出版されました。

PCT 最新情報

- IB : 国際事務局（受理官庁の電話番号及び E メールアドレスの変更）
 - KP : 朝鮮民主主義人民共和国（E メールアドレスの導入、国際出願の言語の変更、代理人要件の変更）
 - KZ : カザフスタン（官庁の名称及びあて名の変更、インターネットアドレス）
 - LV : ラトヴィア（電話及びファックス番号の変更）
 - MZ : モザンビーク（インターネットアドレス）
 - NO : ノルウェー（送付手数料の変更）
 - PG : パプアニューギニア（手数料の修正）
 - RU : ロシア連邦（微生物及びその他の生物材料の寄託機関のあて名変更）
 - SM : サンマリノ（電話及びファックス番号の変更、インターネットアドレス）
- 国際調査手数料（換算額）の変更（フィンランド特許登録国内委員会）

インターネット最新／更新情報

- ・ PCT オンライン包袋閲覧（Online File Inspection）システム
「国際調査機関の見解書」「特許性に関する国際予備報告（IPRP）第 I 章及び第 II 章」「国際予備審査報告（IPER）（2002 年 1 月以降で 2004 年 1 月より前に出願されたもの）」及び「以上の書類の英訳」が閲覧可能になりました。なお、これらの書類は優先日から 30 ヶ月を経過した後に、また、IPER 及び IPRP 第 II 章に関しては何れかの選択官庁が規則 94.1(c)に基づいて当該選択官庁に代わって国際事務局が写しの提供を行うことを請求した場合にのみ閲覧可能になります。
- ・ 願書の修正
発明者である旨の申立てへの署名要件の変更に対応するために 2005 年 10 月 1 日付けで願書が修正されました（第 VIII 欄(iv)及びその注釈を修正）。
- ・ 国際特許制度 2004・PCT 年次報告（スペイン語版の追加）
- ・ 著名は発明及び発明者の PCT ギャラリー（情報の追加）

WIPO 特許制度インデックス

各国の特許制度の概要をまとめたインデックスを出版しました。

特許に関する最近の 이슈

特許に関する最近の 이슈（遺伝資源、伝統的知識など）に関するサイト、記事、論文へのリンクをまとめた新しいウェブページが追加されました。

実務アドバイス（特定の事項について関連する PCT 法令文書の規定を調べる方法）

PCT に関しては、条約、規則、実施細則、受理官庁ガイドライン、国際調査及び予備審査ガイドライン等の様々な法令文書が存在しますが、特定の事項について関連する規定を調べるには「PCT Legal Text Index」（英語版 PDF）が便利です。このインデックスの左側にあるアルファベット索引を利用して、特定の法令用語に関連する法令文書と規定を調べることができます。また、「PCT 出願人の手引」にも様々な情報が掲載されています。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

2005年11月号

PCT 第 22 条(1) : 不適合通知の取下げ

- ・ ザンビアが PCT 第 22 条(1)の不適合通知を取り下げたため、2005年9月22日以降に20ヶ月の国内移行期限を迎える国際出願については30ヶ月の国内移行期限が適用されます。
- ・ フィンランドの不適合通知の取下げ(2005年1月1日から有効)に関し、特許による国内保護を求める場合には31ヶ月の期限が適用され、実用新案による国内保護を求める場合には30ヶ月の期限が適用されます。

国際出願の電子出願及び処理

2006年1月1日からスロヴァキア工業所有権庁が電子形式での国際出願の受理及び処理を開始します。

委任状提出要件の放棄

フィンランド特許登録国内委員会は、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関として PCT 規則 90.4(b)及び 90.5(a)(ii)に基づく別個の委任状及び／又は包括委任状の写しの提出要件を特別の場合を除いて放棄しました。

PCT 実施細則の修正

2005年11月1日付けで PCT 実施細則の附属書 F 付録 I セクション 3.4 (申立て) 及び 5.7 (IB 公報) が修正されました。

PCT 出版物

2005年10月1日に施行された PCT 実施細則全文を収録した PCT ガゼット特別号(2005年10月20日付 No. S-20/2005)が発行されました。PCT ウェブサイトでもご覧になれます。

休暇時期における国際事務局の閉庁日及び公報発行スケジュール

- ・ 年末の国際事務局の閉庁日は、週末に加えて12月26、27、30日及び1月2日になります。
- ・ PCT インフォメーションサービスは、12月26日から1月2日まで休業します。
- ・ PCT ガゼット及び PCT 出願は、通常どおり毎週木曜日に公開されます。一方、「技術的準備の完了する日」は公開日の15日前より前になる場合があります。具体的には英語版ニューズレターの一覧表をご覧ください。

PCT 出願公開における指定国リスト中の誤り

17,000 件以上の PCT 出願公開において指定国のリストからサンマリノが欠落していることが判明しました。国際事務局では以下の措置をとっています。

- ・ 該当案件の出願人に対してサンマリノが指定国に表示されていない旨の通知を行う。
- ・ サンマリノ特許商標庁に対して該当案件のリストを送付する。
- ・ サンマリノに国内移行を予定している出願人からの要請に応じて該当案件の再公開を行う。
- ・ PCT ガゼットのセクション II に該当案件の国際出願番号の一覧表を掲載する。

PCT 最新情報

国際手数料、調査手数料及び取扱手数料

2006年1月1日より、多くの官庁において換算額の見直しに伴う手数料の変更があります。巻末の手数料表参照。

AP : ARIPO (指定官庁として国際出願の写しの提出を求める)

- AT : オーストリア (e-mail 及びインターネットアドレスの変更)
- CH : スイス (ファクシミリにより提出された書類の原本の提出期限)
- ES : スペイン (微生物及びその他の生物材料の寄託機関)
- FI : フィンランド (国内段階移行期限)
- HR : クロアチア (e-mail アドレスの変更、国際公開後の仮保護の権利、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する新たな要件、国内手数料の変更)
- IB : 国際事務局 (PCT-EASY 願書の物理媒体、電子出願書類の送付手段 (CD-R、DVD-R の追加))
- KG : キルギスタン (官庁の名称変更)
- KZ : カザフスタン (受理官庁手数料及び国内手数料の変更)
- LT : リトアニア (e-mail アドレス及びインターネットアドレスの変更、国際公開後の仮保護の権利)
- MK : マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (官庁の所在地、あて名、電話及びファックス番号の変更、国際公開後の仮保護の権利)
- NG : ナイジェリア (受理官庁として行動する機能を国際事務局に委託)
- NO : ノルウエー (e-mail 及びインターネットアドレスの変更)
- SI : スロヴェニア (ファクシミリにより提出された書類の原本の提出、書類の郵送に関する証拠、国際公開後の仮保護の権利、代理人に関する要件)
- ZM : ザンビア (国内段階移行期限)

インターネット最新／更新情報

- ・ PCT 実施細則 (上記 PCT 出版物参照)
- ・ PCT 現状報告 (本年の PCT 同盟総会において行われた PCT 現状報告に使用した資料をご覧になれます)
- ・ PCT 戦略的活用事例集 (記事の追加)
- ・ PCT 経由で広域特許を取得可能な PCT 締約国の一覧表 (更新)

PCT-SAFE 最新情報

PCT-SAFE クライアントの新バージョンのリリース

RO/CH における PCT 出願の国際出願日に関する変更

RO/CH では、2006 年 1 月 1 日よりスイス郵便局による消印の日が有効になります。

PCT 書類請求の官庁用アドレスの変更

PCT 書類を請求するための官庁用 e-mail のアドレスが変更になりました。

実務アドバイス (過去分の PCT 規則の確認方法)

PCT のウェブサイトにて PDF 形式で掲載されている「PCT 規則の変遷」(*History of the PCT Regulations*) をご覧いただくと、1970 年以降の PCT 規則の変遷を参照することができます。ブックマークの利用により個々の規則にジャンプできる他、PDF の検索ボタンを利用すれば文字検索もできます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regulations_history.pdf

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

2005年12月号

国際出願の電子出願及び処理

- ・ スウェーデン特許登録庁は、2006年2月1日より国際出願の電子形式での受理及び処理を開始します。
- ・ オーストラリア特許庁において、2005年12月15日より国際出願の電子形式での受理及び処理が全ての出願人に利用可能になります。

欧州特許庁より認証機関についてのお知らせ

受理官庁としてのEPOでは、2005年11月2日より新たな認証機関により発行された証明書を利用できるようになりました。

国際事務局の閉庁日

2006年における国際事務局の閉庁日は、全ての土日に加えて、1月2及び10日、4月14及び17日、5月25日、6月5日、8月1日、9月7日、12月25及び26日になります。

PCT 最新情報

- DE : ドイツ (願書に署名していない出願人の署名による国際出願の確認についての特別要件 (PCT 規則 5 1 の 2) を削除)
 - EA : ユーラシア特許庁 (ファックス番号の変更)
 - EP : 欧州特許庁 (文書郵送の証拠 (適用業者の拡大)、国内手数料の変更、国内手数料の免除・減額の変更、登録代理人リストについて、EPO が管轄 IPEA となりうる ISA の変更、予備審査手数料の減額に関する要件について)
 - ES : スペイン (微生物及び他の生物材料の寄託機関)
 - GB : 英国 (管轄受理官庁)
 - IL : イスラエル (電話番号の変更、受理官庁手数料の変更、名義変更等の証拠書類の提出に関する国内要件の変更)
 - JP : 日本 (英語による国際出願の国際調査を行う際の管轄の明確化、国内移行時の日本語翻訳提出期限の明確化)
 - LU : ルクセンブルグ (官庁の名称、所在地、e-mail/インターネットアドレスの変更)
 - MD : モルドバ共和国 (電話番号及びファックス番号の変更)
 - MN : モンゴル (官庁の名称、e-mail/インターネットアドレスの変更)
 - MX : メキシコ (国内手数料の変更)
 - PL : ポーランド (ファックス番号の変更、保護の種類の変更 (追加特許の削除)、受理官庁手数料及び国内手数料の変更)
 - RU : ロシア連邦 (代理人適格要件の変更)
 - SE : スウェーデン (微生物及び他の生物材料の寄託に関する要件の変更)
 - SK : スロヴァキア (ファックス番号の変更、国際公開後の仮保護に関する規定の変更)
 - VC : セントヴィンセント及びグレナディーン諸島 (官庁の所在地/あて名、電話/ファックス番号、e-mail/インターネットアドレスの変更)
- 国際調査に関する手数料の変更 (中国国家知識産権局)
国際予備審査に関する手数料の変更 (中国国家知識産権局、スペイン特許商標庁)

PCT 規則 44 の 2.3(a)及び 72.1 に基づく通知

指定/選択官庁としてのEPOは、IPRP (第I章) 及びIPRP (第II章) がEPOの使用言語以外の言語で作成された場合に英文翻訳を求めることとしました。ただし、それらの翻訳はPCT 規則 44 の 2.3(b)及びPCT 条約第 36 条(2)(b)に基づいて国際事務局が作成します。

PCT ニュースレター（2006 年の定期購読のお知らせ）

紙形式の PCT ニュースレターの定期購読を申し込むことができます。

委任状提出要件の放棄

委任状提出要件を放棄した官庁／機関の一覧表が PCT ウェブサイトにて更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/p_a_waivers.pdf

インターネット最新／更新情報

- ・ 特許協力条約に関するワシントン外交会議の記録（条約及び規則の採択のために 1970 年 5 月 25 日から 6 月 19 日まで開催された外交会議の記録をインターネット上にてご覧になれます）<http://www.wipo.int/pct/en/texts/washington.html>
- ・ 日本語ビデオプレゼンテーション（PCT セミナーの様子をインターネットでご覧になれます）<http://www.wipo.int/ja/pct/video/seminar>
- ・ 国際事務局による第三者への IPER の提供に関する一覧表（規則 94.1(c)に基づいて国際事務局に第三者への IPER の提供を委託した締約国及び機関の一覧表）
http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/access_iper.pdf
- ・ 国内／広域段階への移行期限の一覧表（更新）
http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/time_limits.pdf
- ・ PCT 留保及び国内法令不適合の一覧表（更新）
http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf
- ・ 委任状提出要件の放棄についての一覧表（上記参照）

実務アドバイス（国際特許分類の現行版（IPC⁷）と新版（IPC⁸）の相違について）

2006 年 1 月 1 日に発効する IPC 第 8 版（IPC⁸）の主な特徴は以下のとおりです。

- 1) IPC の二層構造化
 - ・ 分類項目数が絞り込まれ、比較的安定しているコアレベルは、IPC 階層の上位部分から構成されており、小規模から中規模の特許文献数を有する官庁等に利用される。
 - ・ アドバンストレベルは、コアレベルをさらに詳細に細分化した構成であり、中規模ないし大規模の特許文献数を有する官庁等に利用される。
 - ・ アドバンスレベルは新たな技術の進展に迅速に対応するために頻繁に改正可能（コアレベルは 3 年毎に見直されるのに対して 3 ヶ月毎に改正可能）。
- 2) PCT 最小限資料について最新の IPC アドバンスレベルにより再分類を行うことにより、最新かつ単一の IPC によるサーチが可能。
- 3) PCT 最小限資料に含まれる特許文献の分類、再分類情報を収集するデータベース（MCD : Master Classification Database）の構築。
- 4) IPC の定義や化学式等の補助的な情報を格納したインターネット版の電子層（Electronic Layer）。
- 5) 改正コンコードانسリスト（RCL）に第 7 版との対応表を掲載。
- 6) 特許公報フロントページへの分類表記方法の変更。

その他、WIPO では IPC を自然語で検索するツール（TACSY）等の検索補助ツールを提供していく予定です。

以下の情報の一覧

委任状提出要件を放棄した官庁／機関の一覧表、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧